

令和3年11月25日  
(2021年)

令和3年秋季重点要求・一時金要求 回答（追加分）

- 1 定年前職員の令和3年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計2.225月とし、12月10日に支給する。  
また、再任用職員の令和3年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計1.175月とし、12月10日に支給する。
- 2 定年前職員及び再任用職員の期末手当の改定については、令和3年人事院勧告に基づく国の取扱いに準じて実施することを基本と考えており、今後、国家公務員の改定に係る法案の動向等を注視し、必要に応じて適切な時期に提案する。
- 3 期末手当及び勤勉手当の役職加算割合の見直しは、強い要求であると認識しているが、本市の現在の昇任のあり方や他市の状況などを踏まえると、現行の主任3%、主査級5%の加算割合が適正と考えており、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。  
期末手当及び勤勉手当に係る期間率は、現行どおり、在職期間に応じて支給することが適正と考えている。
- 4 会計年度任用職員の令和3年12月期の期末手当の支給月数については、条例どおり合計1.275月とし、12月10日に支給する。
- 5 会計年度任用職員の期末手当の改正については、地方公務員法の情勢適応の原則に基づき決定されるものと考えており、今後、必要に応じて適切な時期に提案する。